

出席停止の期間の基準

第一種	治癒するまで
第二種 (結核を除く)	<p>感染症ごとに定められた出席停止期間の基準のとおり。 ただし、症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認め たときはこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等 感染症を除く) …………… 解熱した後2日を経過するまで 2. 百日咳 …………… 特有の咳が消失するまで 3. 麻疹 …………… 解熱した後3日を経過するまで 4. 流行性耳下腺炎 ……… 耳下腺の腫脹が消失するまで 5. 風疹 …………… 発疹が消失するまで 6. 水痘 …………… すべての発疹が痂皮化するまで 7. 咽頭結膜熱 …………… 主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核及び第三種	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで